



栃木県公報

平成20年
12月12日(金)
号外
第128号

目次

条 例

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（栃木県条例第47号）

- 1 地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場に出席するための旅行について、費用弁償の対象とすることとしました。（第9条関係）
- 2 議会の招集に応じて旅行した場合等における費用弁償について、交通費及び公務諸費を支給する方法に改めることとしました。（別表第2関係）
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 改正後の規定は、平成20年12月10日以後に出発する旅行から適用することとしました。

条 例

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年十二月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十七号

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

第九条中「に出席した」を「若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項の規定による協議若しくは調整を行うための場に出席するために県内を旅行した」に改め、「その路程に応じた」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第九条関係）

区 分	交 通 費	公 務 諸 費 (一日につき)
費用弁償 の 額	次に掲げる交通費の区分に応じ、それぞれ次に定める額 一 鉄道賃 旅客運賃に相当する額。ただし、特別急行列車を利用する旅行の場合であつて議長が必要と認めるときは、当該額に当該特別急行料金に相当する額を加算した額 二 車賃 次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関を利用する旅行 当該交通機関の利用に係る運賃に相当する額 ロ 自家用自動車を利用する旅行 路程一キロメートルにつき三十七	三、〇〇〇円

円を乗じて得た額。ただし、高速自動車国道等の有料の道路を利用する旅行の場合であつて議長が必要と認めるときは、当該額に当該有料の道路の利用に係る通常の料金に相当する額を加算した額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条及び別表第二の規定は、平成二十年十二月十日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(議会議務局)